

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第55号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（平成27年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「5級以上の職務にある者」を「6級以上の職務にある者」に、「4級の職務にある者」を「5級又は4級の職務にある者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。